

萩市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第21号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、萩市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日間以上を要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。
- (3) 傷病 療養の期間が3週間以上で、かつ、入院2日間以上を要する負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合には、療養の期間が3週間以上で、かつ、その症状の程度が2日以上労務に服することができない程度であるもの）をいう。
- (4) 性犯罪 犯罪のうち刑法第176条、第177条、第179条及び第180条の罪（同法第176条及び第179条第1項の罪の未遂罪を除く。）並びに第181条及び第241条の罪をいう。
- (5) 犯罪被害 犯罪による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、被害届を警察に提出することが困難であると市長が認める場合を除き、被害届が警察に受理されているものに限る。
 - ア 犯罪による死亡又は重傷病
 - イ 性犯罪による被害
- (6) 配偶者等 配偶者若しくは婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあると市長が認める者又は山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行った者（同要綱第10条第1号、第4号又は第5号（市長が特に認める場合を除く。）に該当する者を除く。）をいう。
- (7) 遺族 犯罪被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）の死亡時において、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
 - ア 犯罪被害者の配偶者等
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子（養子縁組の届出を

していないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める者を含む。

以下同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(8) 家族 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者等

イ 犯罪被害者の二親等以内の親族（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあると市長が認める者を含む。以下同じ。）

(9) 市民 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、萩市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次のアからカまでに掲げる事項により、萩市の住民基本台帳に記録されずに萩市内に居住している者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 6 条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待を受けた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待を受けた者

カ その他、萩市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（見舞金の支給）

第 3 条 市長は、犯罪被害者である市民又は遺族に対し、次に掲げる見舞金を支給する。

(1) 犯罪により市民が死亡した場合 遺族見舞金

(2) 犯罪により市民が重傷病を負った場合 重傷病見舞金

(3) 犯罪により市民が傷病を負った場合 傷病見舞金

(4) 性犯罪により市民が被害を受けた場合 性犯罪被害見舞金

（見舞金の支給対象者）

第 4 条 見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者である市民又は遺族は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪被害者である市民の遺族であって、次項の規定により第 1 順位の遺族となる者

(2) 重傷病見舞金 犯罪により重傷病を負った者で当該犯罪発生時に市民であった者

(3) 傷病見舞金 犯罪により傷病を負った者で当該犯罪発生時に市民であった者

(4) 性犯罪被害見舞金 性犯罪により被害を受けた者で当該性犯罪発生時に市民であった者

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2条第7号アからウまでの順序とし、同号イに掲げる者のうちにあつては、当該イに掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（第2条第6号に掲げる者に限る。）を第1順位の遺族とすることができる。

3 重傷病見舞金及び疾病見舞金並びに性犯罪被害見舞金においては、犯罪被害者が未成年であるとき又は負傷若しくは疾病により申請が困難と市長が認めるときは、家族が犯罪被害者の代理として申請し、見舞金の支給を受けることができる。この場合において、当該家族は犯罪被害者との続柄を証する書類を提出しなければならない。

4 前項の規定により代理申請を行おうとする者は、犯罪被害者に不利益が生じないよう、当該代理申請について犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

5 第2項の規定による遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、第2項に定める第1順位の遺族の全員に対しなされたものとみなす。

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は、次に掲げる額とする。ただし、犯罪被害1件につき支給する見舞金の総額は、30万円を超えないものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(3) 疾病病見舞金 5万円

(4) 性犯罪被害見舞金 10万円

2 1件の犯罪被害について重傷病見舞金又は疾病見舞金及び性犯罪被害見舞金のいずれもが支給の対象となる場合は、いずれか一方のみを支給する。

3 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪被害に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給を受けた当該犯罪被害に係る見舞金の額を控除した額とする。

（支給の制限）

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合には、見舞金を支給しないものとする。

(1) 犯罪被害者又は次条第1項の申請書を提出する者（以下「申請者」という。）が犯罪を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にも、その責めに帰すべき行為があつた場合

- (2) 犯罪被害者又は申請者が加害者の配偶者等又は親族である場合（関係が破綻していたと市長が認める事情がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が 18 歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた 18 歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が萩市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する暴力団員等であった場合
- (4) 当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から見舞金と同種のものの支給がなされている場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者、遺族又は家族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合（支給の申請）

第 7 条 犯罪被害者、遺族（見舞金の支給を受けることができる遺族に限る。）又は第 4 条第 3 項の家族は、見舞金の支給を受けようとするときは、萩市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第 1 号様式）及び犯罪被害に関する申立書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請をしようとするときは、必要に応じ、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、萩市犯罪被害者等日常生活支援金の支給に係る手続で提出した書類をもって代えることができる」と市長が認める場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

- ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書
- イ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- エ 申請者が犯罪被害者と婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが、事実上これらと同様の事情にあった者又は山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行った者であるときは、犯罪被害者の死亡時において当該関係にあった事実を証明することができる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金及び疾病見舞金並びに性犯罪被害見舞金

- ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であったことを証明することができる地方公共団体の長が発行する証明書
- イ 重傷病または疾病を負った者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数

並びに入院治療に要した日数（当該疾病が精神疾患である場合には労務に服することができない日数）に関する医師の診断書その他の書類

ウ その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の各号に掲げる書類の写しを提出する者は、当該書類の原本を提示しなければならない。この場合において市長は、提出を受けた書類の写しが原本と一致することを確認した上で、提出書類として受理するものとする。

（申請の期限）

第8条 前条の規定による申請は、犯罪被害を受けた日の翌日から2年を経過したときは、行うことができない。ただし、申請期限までに申請をしなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（支給の決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときには、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、萩市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があるときは、当該犯罪被害者又は申請者の同意を得て、関係機関等に対し、次の各号に掲げる事項を調査することができる。

（1）犯罪被害に関する情報

（2）犯罪被害者、遺族及び家族の続柄

（3）犯罪被害者、遺族及び家族の居住の実態

- 3 市長は、第1項の規定により見舞金の支給を決定したときは、申請者からの次条に基づく請求に応じて支給を実施するものとする。

（支給の請求）

第10条 前条第1項に規定する通知により、見舞金の支給の決定を受けた者は、萩市犯罪被害者等見舞金請求書（第4号様式）により、見舞金を請求するものとする。

（支給の決定の取消し）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により見舞金の支給の決定を受けた者又は犯罪被害者が第6条各号に該当するときその他支給を受ける資格がないと判明したときは、見舞金支給の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、見舞金支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、見舞金を支給しないものとする。

- 3 市長は、前2項の場合においては、萩市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（第5号様式）により支給の決定を受けた者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第12条 前条の規定により見舞金の支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、市長は、当該見舞金を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 18 日から施行し、同日以後に受けた犯罪被害について適用する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

萩市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）萩市長

次のとおり、萩市犯罪被害者等見舞金の支給を申請します。

1 申請者

(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所 (申請時の住所)	〒 ー		
連絡先	電話番号		犯罪被害者との 続柄
	E-mail		

2 見舞金の種類及び金額（☑を記載してください。）

☐ 遺族見舞金	☐ 30万円	☐ ー円	※既に支給を受けた見舞金がある場合は左記金額からその額を控除して記載
☐ 重傷病見舞金	☐ 10万円		
☐ 傷病見舞金	☐ 5万円		
☐ 性犯罪被害見舞金	☐ 10万円		

3 支給の制限等に関する申告（☑を記載してください。）

（1）犯罪被害に関し、他の地方公共団体から見舞金（これと同種のものを含む）の支給を受けたことが

☐ 無 ☐ 有

（2）支給の制限に係る確認事項

☐ 犯罪被害者及び申請者は、犯罪行為の誘発や、犯罪被害について、その責めに帰すべき行為を行っていません。

☐ 犯罪被害者である市民及び申請者は、加害者の配偶者等又は親族ではありません。

※犯罪被害者が 18 歳未満の場合及び犯罪発生時に犯罪被害者が監護していた 18 歳未満の遺族がいる場合を除く。

☐ 犯罪被害者及び申請者は、萩市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではありません。

4 調査等への同意（☑を記載してください。）

☐ この見舞金の支給に関し必要があるときは、萩市が関係機関等に対して照会し、又は調査を行うことに同意します。
☐ 支給制限事由のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに申し出ます。
☐ 見舞金の支給を受けた後に、偽りその他不正の手段により支給を受けたと市長が認めた場合には、見舞金を速やかに返還することに同意します。
（遺族見舞金及び家族に関する事項）
☐ 私は、第1順位遺族（遺族間での協議によって決定された代表者を含む。）又は犯罪被害者の家族に相違ありません。なお、遺族間や家族で問題が生じた場合には、当事者間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを誓約します。

5 添付書類（☑を記載してください。）

区分	添付	必 要 書 類
共通	☐	犯罪被害に関する申立書
	☐	犯罪被害者が、犯罪被害が発生した時に市民であったことを証する書類
遺族見舞金	☐	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
	☐	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書
	☐	申請者が犯罪被害者と婚姻若しくは養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に定める宣誓を行った者又は養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、犯罪被害者の死亡時において当該関係にあった事実を証する書類
重傷病・傷病見舞金 性犯罪被害見舞金	☐	重傷病見舞金又は傷病見舞金の場合、犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の書類
	☐	家族が代理で申請を行う場合、申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書
その他	☐	その他市長が必要と認める書類 ()

（申請者署名）氏 名

第2号様式（第7条関係）

犯罪被害に関する申立書

年 月 日

（宛先）萩市長

被害の概要

被害届の提出		有 ・ 無	被害年月日	年 月 日
届け出た警察署		警察署	罪 名	
被害届提出日		年 月 日		
被害場所				
犯罪被害者	氏名	フリガナ 氏 名		
	生年月日			
	被害時の住所	〒 ー		

上記のとおり、申し立てます。

申立人

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電話番号	
犯罪被害者との続柄	

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長



萩市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました萩市犯罪被害者等見舞金の支給については、次のとおり決定しましたので、通知します。

- 1 遺族見舞金・重傷病見舞金・疾病見舞金・性犯罪被害見舞金 について支給します。

支給金額 円

- 2 遺族見舞金・重傷病見舞金・疾病見舞金・性犯罪被害見舞金 について支給しません。

理由

第4号様式（第10条関係）

萩市犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

（請求先）

萩市長

請求者

郵便番号 〒 —

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知のあった萩市犯罪被害者等見舞金として、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座

※①または②のどちらか一方に記入してください。

（ゆうちょ銀行の場合には②に記入してください。）

①	銀行及び支店名	銀行 支店													
	種 別	普通・当座		口座番号											
②	ゆうちょ銀行 の場合	記号 (右詰めでご記入ください)						口座番号 (右詰めでご記入ください)							

(フリガナ) 口座名義	
----------------	--

※請求者と口座名義は同一としてください。

第 5 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

萩市長 

萩市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した萩市犯罪被害者等見舞金支給の決定について、下記の理由により、支給決定を取り消したので通知します。

記

理由